

令和 5 年度における障害者関連施策の充実について

- 訪問入浴サービス 1, 950 千円
他の制度や介助者による介助でも入浴が困難な在宅の身体障害児・者に対し、自宅に移動式浴槽を搬入し、入浴サービスを提供する。

令和 5 年度から入浴回数の上限を月 4 回→週 2 回に拡大

- 日常生活用具の給付 47, 028 千円の内数
主として在宅の障害児・者に対し、日常生活を容易にするための用具を給付する。

令和 4 年 12 月から、視覚障害者の健康維持のために、視覚障害者用血圧計（基準額 15 千円）を対象品目に追加するとともに、視覚障害者用体温計（基準額 9 千円）の支給要件を緩和（同居の健常者がいても支給可能に）

令和 5 年度から、視覚障害者の日常生活の向上のために、音声色彩判別・識別装置（基準額 47 千円）を対象品目に追加するとともに、パソコンに接続して点字入力及び点字表示が可能となる点字ディスプレイの支給要件を緩和（視覚障害 1 級の手帳所持者は、聴覚障害 2 級を重複していなくても支給可能に）

令和 5 年度から、日常的に人工呼吸器等の電気式の医療機器を使用している在宅の障害児・者の停電時の備えとして、非常用電源装置を対象品目に追加（1 件当たり上限 121 千円）

- 医療的ケア児への支援 福祉保険部 4, 818 千円
こども未来部 4, 474 千円

医療的ケア児が通う障害児通所施設、幼稚園、小中学校等に訪問看護ステーション等から看護師等を派遣し、必要な医療的ケアを提供する。

福祉保険部では保育所以外の施設に通う児童 1 名分を予算計上
（検討会議開催経費を含む。）

こども未来部では、保育所に通う児童 1 名分を予算計上

- 研修会の開催 100 千円
市内相談支援事業所、障害福祉施設等の職員等の資質向上を目的として、障がい児・者支援協議会の各部会が主催する研修会の講師謝礼に要する費用を負担する。

令和 4 年度の 5 万円から倍増